

令和4年度伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信業務委託

企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

ライフスタイルの変化等により緑茶（特にリーフ）の消費が減少し続けており、茶生産者の経営は非常に厳しい状況となっている。そこで、伊勢茶（※）の消費拡大を図るため、令和3年度から、マイボトルとティーバッグを活用して本来の緑茶の味を簡便に楽しめる飲み方を推進するため、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」のPR活動を展開しているところである。

令和4年度は、同キャンペーンの定着化を図るとともに、購入の場面で県民に伊勢茶をより一層選択いただけるよう、量販店等で伊勢茶をPRするイベントや、伊勢茶を使用したメニューやサービスのPR、伊勢茶の歴史・文化等の展示等を実施し、伊勢茶の魅力を伝えることで消費拡大につなげる。

※ 三重県産茶葉を100%使用した緑茶

2 業務内容

- (1) 委託業務名：伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信業務
- (2) 委託期間：契約の日から令和5年2月28日（火）まで
- (3) 仕様：別紙「伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信業務仕様書」のとおり

3 契約上限額：3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「伊勢茶マイボトルキャンペーン情報発信業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査（書面及びプレゼンテーション）の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：伊勢茶のPRを効果的に行う専門的な知識、技術を有しているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。

- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県等の関係機関、協力企業や小売店等と綿密に調整できる体制となっているか。

6 提出を求める書類

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
 - 1) 提出期限令和4年6月17日（金）15時必着で、持参又は郵送で提出すること。
（FAX又はEメールによる提出は受け付けないこととする。）
 - 2) 提出先
三重県農林水産部農産園芸課
 - 3) 参加資格結果通知
令和4年6月24日（金）17時までに通知する。
- (2) 企画提案書関係
 - 1) 申請書（第3号様式） 1部
 - 2) 企画提案書（様式自由） 8部（正本1部、副本7部）
企画提案書については下記の項目についての提案を盛り込むこと
 - ①キャンペーンの実施に関するPR企画（ターゲットを具体的に）
 - ②キャンペーンで活用するPRツール案
 - ③キャンペーンで使用するティーバッグの内容
 - ④新商品、新サービスを紹介するPRツール（チラシ等）案
 - ⑤三重県総合博物館での伊勢茶展示で県民の関心を集める企画
 - ⑥実施体制
 - 3) 見積書（税抜）8部（正本1部、副本7部）
なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とする。
※ 契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し 1部
 - (イ) 提出期間
企画提案コンペ参加資格結果通知後から令和4年6月30日（木）15時必着とし、持参又は郵送で提出すること。（FAX又はEメールによる提出は受け付けないこととする。）
 - (ロ) 提出先
三重県農林水産部農産園芸課
- (3) その他
 - 1) 企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
 - 2) 企画提案資料を郵送にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話にて農産園芸課に受理を確認すること。
 - 3) 選定結果通知
令和4年7月5日（火）までに通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限
令和4年6月15日(水)15時まで(必着)
- (2) 質問の方法
FAX又は電子メールで受け付ける。
- (3) 提出先
三重県農林水産部農産園芸課
- (4) 質問に対する回答
受けた質問及びその回答については、令和4年6月16日(木)17時までに県ホームページに掲載する。

8 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下により提案者のプレゼンテーションによる審査を実施して最優秀提案を選出し、その提案を提出した者と契約条件を協議の上、業務委託契約を締結する。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

- (1) 内容
プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とする。
- (2) 日時
令和4年7月4日(月) 13時から
- (3) 時間割等の連絡
プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出した全ての者に対し、令和4年7月1日(金)までにFAX又はEメールにて連絡する。
- (4) その他
提案者の希望に応じて、Web会議システム「Zoom」も利用する。
(詳細は参加者へ別途通知)

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
 - (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
 - (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
 - (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)
- ※ (1)、(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)すること。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14

年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下、「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

1 1 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1 2 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

1 3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

16 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課

TEL : 059-224-2543 FAX : 059-223-1120

E-mail : nousan@pref.mie.lg.jp

担当 : 竹内、駒田